

佐久穂町新型コロナウイルス緊急経済対策

保育料月額 40%減額※のお知らせ

(※給食費相当額の無償化)

町では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校・登園自粛が続く中、子育て世帯の負担が増加しているため、緊急経済対策として令和2年度の保育料（月額）のうち給食費相当額の40%を減額することとしました。

◆減免後の保育料について

減免後の保育料月額については、令和2年度減免後保育料金表のとおりです。

◆保育料減免制度について

減免制度については、減免後の額を基準額として引き続き適用させていただきます。

- ① 同じ世帯から複数の児童が保育園、幼稚園等に同時に入所している場合は、年齢の大きい順に1人目は保育料金表のとおり、2人目は半額、3人目以降は無料となります。また、3歳未満児の第3子以降の児童は同時入所に関わらず月額6,000円を上限に減額となります。
- ② 上記の規定にかかわらず、町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯における第2子を半額、第3子以降は無料となります。また、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯で町民税所得割課税額が77,101円未満の場合には第2子以降は無料となります。
- ③ 1カ月中で14日以上欠席（日曜、祝日、年末年始、3月の卒園式以降の希望登園日等を除く）があった場合には保育料月額の40%を減額いたします。
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛をお願いした期間中に欠席があった場合には日割り計算により保育料を減額いたします。

（注）上記③の制度にも該当される方は減免額がより大きい方の制度どちらか一方を適用させていただきます。

- ⑤ 保護者等が倒産、失業等により前年度より著しく所得が減少したときは申請により減免できる場合があります。詳しくはこども課保育園係までお問い合わせください。

◆減免の方法について

保育料の減額は、4月分から遡って適用させていただきますが、4月分の保育料はすでに納付いただいております。4月分の日割り減免分を5月の保育料で調整させていただくとご連絡させていただいておりましたが、減額に伴い5月の保育料での調整が難しいため、4月分の差額及び減免額は減免の方法を還付に変更させていただく場合がありますのでご了承ください。

5月分以降につきましては、保育料月額を減免後の額に変更させていただき、日割り減免等が発生した場合は翌月の保育料で調整させていただきます。

《お問い合わせ》

佐久穂町教育委員会 こども課保育園係 電話86-4940